

○桑名市六華苑条例

平成30年10月2日

条例第66号

改正 令和元年10月2日条例第60号

桑名市六華苑条例(平成16年桑名市条例第189号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 広く市民に歴史的文化遺産を公開し、憩いの場を提供することで、市民の文化及び教養の向上並びに福祉の増進を図り、もって、ふれあいと豊かな地域社会づくりに寄与するため六華苑を設置する。

(名称及び位置)

第2条 六華苑の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 六華苑(旧諸戸清六邸)

(2) 位置 桑名市大字桑名663番地5

(開苑時間等)

第3条 六華苑の開苑時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入苑時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、開苑時間及び入苑時間を変更することができる。

(休苑日)

第4条 六華苑の休苑日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休苑日を定めることができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日以降の最初の平日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(入苑料)

第5条 六華苑の入苑料は、別表第1に掲げる基本額に入苑料を納付する日における消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、入苑料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 六華苑に入苑しようとする者は、前項に規定する入苑料を入苑の際に、納付しなければならない。

(入苑料の減免)

第6条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、100円を超えない範囲内で入苑料を減額し、又は免除することができる。

(入苑料の還付)

第7条 既納の入苑料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(苑内施設の利用の許可等)

第8条 六華苑内の施設(以下「苑内施設」という。)を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 苑内施設は、同一の者が引き続いて3日を超えて利用することができない。ただし、教育委員会が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項に規定する利用の許可に当たり、六華苑の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第9条 苑内施設の使用料は、別表第2に掲げる基本額に利用する日における消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 苑内施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、前項に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(開苑時間外等の利用の許可等)

第10条 次に掲げる場合において平日の開苑時間外、休苑日又は臨時休苑日(以下「開苑時間外等」という。)に苑内施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 苑内施設での撮影又は催事を行う場合

(2) その他教育委員会が適当と認める場合

2 教育委員会は、前項に規定する利用の許可に当たり、六華苑の管理上必要な条件を付することができる。

(開苑時間外等の使用料)

第11条 前条の規定によって苑内施設を利用する場合の使用料は、第9条の規定にかかわらず、別表第3に掲げる基本額に利用する日における消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条の利用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、第8条第1項又は第10条第1項の許可を受けた目的以外に苑内施設を利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(入苑の制限及び利用の許可の制限等)

第15条 教育委員会は、六華苑に入苑しようとする者又は現に入苑をしている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入苑を拒み、又は退苑を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 政治的又は宗教的活動を目的として利用するおそれがあるとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) その他管理運営上支障があるとき。

2 教育委員会は、苑内施設を利用しようとする者又は現に利用している者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を制限し、利用の許可の条件を変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

3 前2項の規定により利用者が被った損害については、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、苑内施設の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第17条 苑内施設若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による六華苑の管理)

第18条 教育委員会は、次に掲げる六華苑の管理に関する業務を、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者という。以下同じ。)に行わせることができる。

(1) 六華苑の維持管理に関する業務

(2) 第1条に規定する六華苑の設置目的に資する事業に係る業務

- (3) 第5条に規定する入苑料の納付、第6条に規定する入苑料の減免及び第7条に規定する入苑料の還付に関する業務
 - (4) 第8条に規定する苑内施設の利用の許可等、第9条に規定する使用料の納付、第10条に規定する開苑時間外等の利用の許可等、第11条に規定する開苑時間外等の使用料の納付、第12条に規定する使用料の減免及び第13条に規定する使用料の還付に関する業務
 - (5) 第15条に規定する入苑の制限及び利用の許可の制限等に関する業務
 - (6) 第16条第2項に規定する原状回復の代行等及び前条に規定する損害賠償に関する業務
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務
- 2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に六華苑の管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは	指定管理者が特に必要と認めるときは、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けて
第4条	教育委員会が特に必要と認めるときは	指定管理者が特に必要と認めるときは教育委員会の承認を受けて
第6条から第8条まで、第9条第2項、第10条、第11条第2項、第12条、第13条、第15条、第16条第2項及び第17条	教育委員会	指定管理者
第9条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)、第13条(見出しを含む。))及び別表第2の備考	使用料	利用料金

3 利用料金は、第5条第1項の規定による入苑料又は第9条第1項及び第11条第1項の規定による使用料のそれぞれの額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(その他)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の桑名市六華苑条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の桑名市六華苑条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年10月2日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条、第9条、第11条、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和2年10月1日以後に六華苑に入苑する場合の入苑料又は苑内施設を利用する場合の使用料について適用し、同日前に六華苑に入苑する場合の入苑料又は苑内施設を利用する場合の使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

基本額

区分	個人	団体(20人以上)	年間パスポート
一般	420円	1人につき 360円	1枚につき 3,000円
中学生	138円	1人につき 64円	

備考

- 小学生以下は無料。ただし、付添いを要する。
- 休苑日及び臨時休苑日において、第10条の規定により利用する場合は、入苑料は納付しなくてよいものとする。
- 年間パスポートは、年間パスポートを利用して最初に入苑する日から当該年度内でのみ、本人が入苑する場合に限り何回でも使用することができる。

別表第2(第9条関係)

基本額

時間区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	全日 (午前9時から午後5時まで)
一の間 (次の間一及びさやの間を含む。)	5,640円	7,960円	11,380円
二の間 (次の間二を含む。)	3,420円	4,530円	6,850円
番蔵棟	午前9時から午後5時まで 5,640円		
会議室	2,220円	3,420円	4,530円
旧高須御殿	1,660円	2,220円	3,420円
芝生広場	5,640円	7,960円	11,380円
離れ屋	2,220円	3,420円	4,530円
冷暖房設備	1時間当たり 92円		

備考

- 時間区分は、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 次に掲げるいずれかに該当する場合の使用料(冷暖房設備の使用料を除く。)は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。
 - 本市に住所(団体にあつては、その所在地)を有しないものが使用する場合
 - 会費等を徴収して使用する場合
 - 撮影又は催事等の目的で苑内施設を使用する場合(使用する苑内施設が洋館である場合は、芝生広場の区分の使用料を適用するものとする。)
- 冷暖房設備を使用する場合の使用料は、各室ごとに徴収するものとし、使用する時間が1時間に満たない場合は1時間とみなす。

別表第3(第11条関係)

基本額

時間区分	平日	休苑日		臨時休苑日	
	開苑時間外	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで以外の時間	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで以外の時間
苑内施設	1時間につき 16,660円	1日につき 111,110円	1時間につき 16,660円	1日につき 166,660円	1時間につき 16,660円

備考 1時間に満たない場合は、1時間とみなす。